

企画総務委員会

令和5年6月30日

1 議案審査

- | | | |
|------------|--------------------------|------|
| (1) 議案第25号 | 千代田区手数料条例の一部を改正する条例 | 【資料】 |
| (2) 議案第29号 | 雉子橋補修補強工事請負契約について | 【資料】 |
| (3) 議案第30号 | 新川橋塗装塗替等工事請負契約について | 【資料】 |
| (4) 議案第31号 | 災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について | 【資料】 |
| (5) 議案第32号 | 災害対策用備蓄物資（水）の購入について | 【資料】 |
| (6) 議案第33号 | 区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入について | 【資料】 |
| (7) 議案第34号 | 区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入について | 【資料】 |

2 報告事項

【地域振興部】

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 千代田区産業振興基本計画について | 【資料】 |
|----------------------|------|

【政策経営部】

- | | |
|--|------|
| (1) 令和4年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて | 【資料】 |
|--|------|

3 その他

千代田区手数料条例の一部改正について

1 改正理由

(1) 建築基準法関係

共同住宅等における高効率給湯設備の機械室等について、建築審査会の同意を得ることで容積率への不算入が認められるが、手続きの円滑化による制度の更なる活用が求められていた。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）が改正されたことにより、建築基準法施行規則に定める基準に適合することで容積率緩和が認められる特例が制度化されたため、簡素化された建築物容積率の特例認定に係る申請手数料を新設する。

また、本区において想定されない用途地域に基づく申請手数料を削除するとともに、建築基準法改正に伴って事務の名称を変更する。

(2) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年 1 月 29 日経済産業省・国土交通省令第 1 号）が改正され、「一戸建て住宅及び共同住宅の誘導仕様基準」が追加された。

誘導仕様基準に適合する住宅設備を設置することで、従前のような省エネ計算をすることなく、容積率の特例が認められる「低炭素建築物の認定」及び「建築物省エネルギー消費性能向上計画の認定」を受けることができる。

そのため、誘導仕様基準による低炭素建築物の認定及び建築物省エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料を新設する。

2 改正内容

(1) 別表（3）建設関係手数料

- ・（事務 28）建築物の容積率の特例認定申請手数料を新設する。
- ・（事務 31 及び 32）建築物の高さの特例認定申請手数料及び許可申請手数料を削除する。
- ・（事務 48 及び 48 の 2）建築基準法に基づく事務の名称を改める。

(2) 別表（4）建設関係手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料）

- ・低炭素建築物新築等計画認定申請及び変更認定申請における誘導仕様基準による場合の申請手数料をそれぞれ新設する。

- ・「共用廊下等の部分」を「共用部分」に改める。

(3) 別表(5) 建設関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料)

- ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請及び変更認定申請における誘導仕様基準による場合の申請手数料をそれぞれ新設する。

(4) その他

- ・別表(3)中の事務番号を修正する。
- ・備考の一部を改正する。

3 施行予定日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表

○千代田区手数料条例

新（改正後）			
○千代田区手数料条例			
昭和33年3月22日条例第4号 / 地方自治法第227条に基き制定			
別表（第3条関係）			
（3）建設関係手数料（（4）及び（5）に定めるものを除く。）			
事務	名称	種別・単位	金額
1 から27まで （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
28 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき	27,000円
28の2 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円
29 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき	33,000円
30 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の許可申請手数料	1件につき	36,000円
31 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	33,000円
32 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	160,000円
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）

旧（現行）			
○千代田区手数料条例			
昭和33年3月22日条例第4号 / 地方自治法第227条に基き制定			
別表（第3条関係）			
（3）建設関係手数料（（4）及び（5）に定めるものを除く。）			
事務	名称	種別・単位	金額
1 から27まで （略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
28 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円
29 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき	33,000円
29の2 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の許可申請手数料	1件につき	36,000円
29の3 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	33,000円
30 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	160,000円
31 建築基準法第55条第2項の規定に	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき	27,000円

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
33～34 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
35から45の2まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
46 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	1団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	各1件につき (1) 建築物の数が1又は2であるもの (2) 建築物の数が3以上であるもの	78,000円 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算して得た額
47 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
47の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	1団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	各1件につき (1) 建築物の数が1又は2であるもの (2) 建築物の数が3以上であるもの	238,000円 238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
47の3 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
48 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料	各1件につき (1) 建築物の数が1であるもの (2) 建築物の数が2以上であるもの	78,000円 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
48の2 建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく建築物	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料	各1件につき (1) 建築物の数が1であるもの	238,000円

基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査			
32 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき	160,000円
33～34 (略)	(略)	(略)	(略)
35から45の2まで (略)	(略)	(略)	(略)
46 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	1団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	各1件につき (1) 建築物の数が1又は2であるもの (2) 建築物の数が3以上であるもの	78,000円 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算して得た額
47 (略)	(略)	(略)	(略)
47の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	1団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	各1件につき (1) 建築物の数が1又は2であるもの (2) 建築物の数が3以上であるもの	238,000円 238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
47の3 (略)	(略)	(略)	(略)
48 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する認定申請手数料	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する認定申請手数料	各1件につき (1) 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1であるもの (2) 建築物の数が2以上であるもの	78,000円 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
48の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料	各1件につき (1) 建築物(一敷地内認定建築物又は一敷地	238,000円

の新築又は増築等に関する特例の許可の申請に対する審査			
	(2) 建築物の数が2以上であるもの	238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
49から60 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

敷地内認定建築物又は同条第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査		内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1であるもの	
	(2) 建築物の数が2以上であるもの	238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
49から60 (略)	(略)	(略)	(略)

(4) 建設関係手数料 (都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号。以下「低炭素化法」という。)に基づく事務に係る手数料)

事務	名称及び額			
低炭素化法に基づく事務	1 低炭素化法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (申請に併せて低炭素化法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額 (申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表(3)の部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表(3)の部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)		
	(1) 申請に併せて区長が指定する者 (以下「適合性確認機関」という。) が作成した低炭素化法第54条第1項各	ア 一戸建て住宅 (人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	4,700円	
	イ 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以	(ア) 住戸の部分 (人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	建築物の総戸数が1のもの	4,700円
			建築物の総戸数が2以上5以下のもの	9,400円
			建築物の総戸数が6以上10以下のもの	16,000円
			建築物の総戸数が11以上25以下のもの	27,000円
			建築物の総戸数が26以上50以下のもの	45,000円
			建築物の総戸数が51以上100以下のもの	82,000円
			建築物の総戸数が101以上200以下のもの	131,000円
			建築物の総戸数が201以上300以下のもの	170,000円
			建築物の総戸数が301以上のもの	185,000円
	(イ) 共用部分 (住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	

(4) 建設関係手数料 (都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号。以下「低炭素化法」という。)に基づく事務に係る手数料)

事務	名称及び額			
低炭素化法に基づく事務	1 低炭素化法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (申請に併せて低炭素化法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額 (申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表(3)の部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表(3)の部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)		
	(1) 申請に併せて区長が指定する者 (以下「適合性確認機関」という。) が作成した低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅 (人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	4,700円	
	イ 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他一戸建て住宅をいう。以下同じ。)	(ア) 住戸の部分 (人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	建築物の総戸数が1のもの	4,700円
			建築物の総戸数が2以上5以下のもの	9,400円
			建築物の総戸数が6以上10以下のもの	16,000円
			建築物の総戸数が11以上25以下のもの	27,000円
			建築物の総戸数が26以上50以下のもの	45,000円
			建築物の総戸数が51以上100以下のもの	82,000円
			建築物の総戸数が101以上200以下のもの	131,000円
			建築物の総戸数が201以上300以下のもの	170,000円
			建築物の総戸数が301以上のもの	185,000円
	(イ) 共用廊下等の部分 (住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	

号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	外の住宅をいう。以下同じ。)	もの	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
	(ウ) 非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
ウ ア及びイ以外	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	

ウ ア及びイ以外の建築物	内のもの	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
		(ウ) 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		16,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		126,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		160,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		200,000円
	ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		16,000円	

の建築物	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円		
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円		
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円		
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円		
	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円		
	(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅		
誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第千百六号）をいう。以下同じ。）による場合		21,000円		
誘導仕様基準以外による場合		35,000円		
イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1のもの	21,000円
		建築物の総戸数が2以上5以下のもの	39,000円	
		建築物の総戸数が6以上10以下のもの	56,000円	
		建築物の総戸数が11以上25以下のもの	80,000円	
		建築物の総戸数が26以上50以下のもの	120,000円	
		建築物の総戸数が51以上100以下のもの	182,000円	
		建築物の総戸数が101以上200以下のもの	261,000円	
		建築物の総戸数が201以上300以下のもの	340,000円	
		建築物の総戸数が301以上のもの	390,000円	
		誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1のもの	35,000円
	建築物の総戸数が2以上5以下のもの	69,000円		
	建築物の総戸数が6以上10以下のもの	97,000円		
	建築物の総戸数が11以上25以下のもの	137,000円		
	建築物の総戸数が26以上50以下のもの	197,000円		
	建築物の総戸数が51以上100以下のもの	283,000円		
	建築物の総戸数が101以上200以下のもの	385,000円		
	建築物の総戸数が201以上300以下のもの	508,000円		

の建築物	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
	(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅
イ 共同住宅等		
(ア) 住戸の部分		
	建築物の総戸数が1のもの	35,000円
	建築物の総戸数が2以上5以下のもの	69,000円
	建築物の総戸数が6以上10以下のもの	97,000円
	建築物の総戸数が11以上25以下のもの	137,000円
	建築物の総戸数が26以上50以下のもの	197,000円
	建築物の総戸数が51以上100以下のもの	283,000円
	建築物の総戸数が101以上200以下のもの	385,000円
	建築物の総戸数が201以上300以下のもの	508,000円

	建築物の総戸数が301以上のもの	600,000円
(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	280,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	359,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	429,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円
(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円

	建築物の総戸数が301以上のもの	600,000円
(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	280,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	359,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	429,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円
(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円

			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
	ウ	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		242,000円
	ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		300,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		384,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		546,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		670,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		789,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの		900,000円
2 低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて低炭素化法第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表(3)の部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表(3)の部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			
	(1)	ア 一戸建て住宅		3,300円
		イ 共同住宅等		
		(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1のもの	3,300円
			建築物の総戸数が2以上5以下のもの	6,600円
			建築物の総戸数が6以上10以下のもの	11,000円
			建築物の総戸数が11以上25以下のもの	19,000円
			建築物の総戸数が26以上50以下のもの	32,000円
			建築物の総戸数が51以上100以下のもの	58,000円
			建築物の総戸数が101以上200以下のもの	93,000円
			建築物の総戸数が201以上300以下のもの	122,000円
			建築物の総戸数が301以上のもの	134,000円
		(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	11,000円

			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円	
	ウ	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		242,000円	
	ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		300,000円	
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		384,000円	
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		546,000円	
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		670,000円	
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		789,000円	
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの		900,000円	
2 低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて低炭素化法第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表(3)の部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表(3)の部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				
	(1)	申請に併せて適合性確認機関が作成した低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していること	ア 一戸建て住宅	3,300円	
			イ 共同住宅等		
			(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1のもの	3,300円
				建築物の総戸数が2以上5以下のもの	6,600円
				建築物の総戸数が6以上10以下のもの	11,000円
				建築物の総戸数が11以上25以下のもの	19,000円
				建築物の総戸数が26以上50以下のもの	32,000円
				建築物の総戸数が51以上100以下のもの	58,000円
				建築物の総戸数が101以上200以下のもの	93,000円
				建築物の総戸数が201以上300以下のもの	122,000円
				建築物の総戸数が301以上のもの	134,000円
			(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	11,000円

を示す書類が提出された場合		1,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
		(ウ) 非住宅の部分	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円	
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円	
ウ ア及びイ以外	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,500円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	

		超え1,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
		(ウ) 非住宅の部分	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円	
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円	
ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,500円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	

	の建築物	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円		
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円		
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円		
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円		
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円		
		(2) ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	15,000円	
	イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1のもの	15,000円
			建築物の総戸数が2以上5以下のもの	27,000円	
			建築物の総戸数が6以上10以下のもの	40,000円	
			建築物の総戸数が11以上25以下のもの	56,000円	
			建築物の総戸数が26以上50以下のもの	85,000円	
			建築物の総戸数が51以上100以下のもの	128,000円	
建築物の総戸数が101以上200以下のもの			184,000円		
建築物の総戸数が201以上300以下のもの			241,000円		
建築物の総戸数が301以上のもの			278,000円		
誘導仕様基準以外による場合			建築物の総戸数が1のもの	18,000円	
建築物の総戸数が2以上5以下のもの			37,000円		
建築物の総戸数が6以上10以下のもの			52,000円		
建築物の総戸数が11以上25以下のもの	74,000円				
建築物の総戸数が26以上50以下のもの	108,000円				
建築物の総戸数が51以上100以下のもの	159,000円				
建築物の総戸数が101以上200以下のもの	221,000円				
建築物の総戸数が201以上	291,000円				

	(2) (1) ア 一戸建て住宅以外の場合	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
		イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分
建築物の総戸数が2以上5以下のもの	37,000円		
建築物の総戸数が6以上10以下のもの	52,000円		
建築物の総戸数が11以上25以下のもの	74,000円		
建築物の総戸数が26以上50以下のもの	108,000円		
建築物の総戸数が51以上100以下のもの	159,000円		
建築物の総戸数が101以上200以下のもの	221,000円		
建築物の総戸数が201以上	291,000円		

		300以下のもの	
		建築物の総戸数が301以上 のもの	342,000円
(イ)	共用部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	57,000円
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	72,000円
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	96,000円
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	156,000円
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	205,000円
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	247,000円
		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	290,000円
(ウ)	非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	123,000円
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	154,000円
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	198,000円
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	290,000円
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え	427,000円

		上300以下のもの	
		建築物の総戸数が301以 上のもの	342,000円
(イ)	共用廊下等の 部分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	57,000円
		当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	72,000円
		当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	96,000円
		当該部分の床面積の合 計が2,000平方メー トルを超え5,000平方メー トル以内のもの	156,000円
		当該部分の床面積の合 計が5,000平方メー トルを超え10,000平方メー トル以内のもの	205,000円
		当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー トルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	247,000円
		当該部分の床面積の合 計が25,000平方メー トルを超えるもの	290,000円
(ウ)	非住宅の部分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	123,000円
		当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	154,000円
		当該部分の床面積の合 計が1,000平方メー トルを超え2,000平方メー トル以内のもの	198,000円
		当該部分の床面積の合 計が2,000平方メー トルを超え5,000平方メー トル以内のもの	290,000円
		当該部分の床面積の合 計が5,000平方メー トルを超え10,000平方メー トル以内のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー	427,000円

			25,000平方メートル以内のもの	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
	ウ ア及 びイ 以外 の建 築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		123,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		154,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		198,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		290,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		361,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		427,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの		491,000円

			ルを超え25,000平方メートル以内のもの	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
	ウ ア及 びイ 以外 の建 築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		123,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		154,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		198,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		290,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		361,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		427,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの		491,000円

(5) 建設関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく事務に係る手数料)

事務	名称及び額		
1 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
	(1) 非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円
(2)	モデル建物法(建築物エネルギー消費性能適合性判定)	当該部分の床面積の合計が	110,700円

(5) 建設関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく事務に係る手数料)

事務	名称及び額		
1 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
	(1) 非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円
(2)	ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能適合性判定)	当該部分の床面積の合計が	110,700円

	(1)以外の非住宅部分の場合	能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円	
			標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円	
2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
省エネ法	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000	11,800円		

	(1)以外の非住宅部分の場合	基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合	計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円	
			イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円	
2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
省エネ法	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以	11,800円		

第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定		平方メートル未満のもの		
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円	
	(2)	モデル建物法による場合		
	(1)以外の非住宅部分の場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
	標準入力法等による場合			
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円		
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円		

第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定		上1,000平方メートル未満のもの		
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円	
	(2)	ア モデル建物法による場合		
	(1)以外の非住宅部分の場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
	イ 標準入力法等による場合			
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円		
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円		

			もの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円
3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表(3)の部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表(3)の部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			
	(1) 申請に併せて建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ア 一戸建て住宅		5,100円
		イ ア 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
		イ イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
			当該部分の床面積の合計が	80,400円

			未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円
3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表(3)の部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表(3)の部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			
	(1) 申請に併せて建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ア 一戸建て住宅		5,100円
		イ ア 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
		イ イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
			当該部分の床面積の合計が	80,400円

				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの		
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	128,000円	
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	161,000円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上の もの	201,000円	
(2) (1)以 外の場 合	ア 一 戸建 て住 宅	誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のも の	20,000円	
				当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のも の	22,000円	
				誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のも の	34,400円
				当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のも の	38,400円	
		イ ア 以外 の建 築物	(ア) 住宅部 分	誘導仕様基準に よる場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のも の	38,000円
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	66,000円
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの				118,000円	
			誘導仕様基準以 外による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のも の	179,000円	
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	69,100円	
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	116,000円	
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上の もの	196,000円		
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上の もの	281,000円		

				計が2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの		
				当該部分の床面積の合 計が5,000平方メートル 以上10,000平方メー トル未満のもの	128,000円	
				当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー トル以上25,000平方メ ートル未満のもの	161,000円	
				当該部分の床面積の合 計が25,000平方メー トル以上のもの	201,000円	
(2) (1)以 外の場 合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のも の	34,400円	
				当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のも の	38,400円	
				誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のも の	
		イ ア 以外 の建 築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準に よる場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のも の	
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	
			誘導仕様基準以 外による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のも の	69,100円	
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	116,000円	
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	196,000円	
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上の もの	281,000円		

	もの		
(イ) 非住宅部分	モデル建物法 (一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	87,100円 110,700円 145,700円 235,700円 309,000円 371,000円 435,000円
	標準入力法等 (実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円

	以上のもの		
(イ) 非住宅部分	a モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	87,100円 110,700円 145,700円 235,700円 309,000円 371,000円
	b 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円

				もの	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円
4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表(3)の部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表(3)の部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			
	(1) 申請に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 一戸建て住宅			3,700円
		イ ア 以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円
			(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
				当該部分の床面積の合計が	141,000円

				トル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円
4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表(3)の部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表(3)の部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			
	(1) 申請に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 一戸建て住宅			3,700円
		イ ア 以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円
			(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
				当該部分の床面積の合計が	141,000円

			25,000平方メートル以上のもの		
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円	
		誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				83,000円	
誘導仕様基準以外による場合			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円	
(イ) 非住宅部分		モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	102,100円	

			計が25,000平方メートル以上のもの		
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	
		(ア) 住宅部分			
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円	
		(イ) 非住宅部分	a モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	102,100円	

				2,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円
5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
省エネ法第41	(1) 申請に併せて建設	ア 一戸建て住宅			5,100円
		イ ア(ア) 住宅部分以外	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円

				以上2,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
			b 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円
5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
省エネ法第41	(1) 申請に併せて建設	ア 一戸建て住宅			5,100円
		イ ア以外(ア) 住宅部分の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未		9,700円

条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物省エネ法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合することを示す書類として区長が別に定めたものが提出された場合	の建築物	の	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円			
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円

条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物省エネ法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が別に定めたものが提出された場合	の建築物	満のもの	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円			
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円

		モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
		仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
		フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円	
		仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	104,000円	

		(イ) モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
		(ウ) 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(i i)及びロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
		b フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円	
		c 仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	104,000円	

		5,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		523,700円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円

		以上5,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
(イ) 非住宅部分	a モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
	b 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		523,700円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円

			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円
6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更		
	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更		
	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円	
	(2) モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円	
	(1)以外の非住宅部分の場合	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円	

			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円
6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更		
	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更		
	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円	
	(2) ア モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円	
	(1)以外の非住宅部分の場合	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円	

の証明		もの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

備考

- 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれ別表(5)の部1の項(2)のイ、同部2の項(2)のイ、同部5の項(2)のイの(イ)又は同部6の項(2)のイに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下「向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それぞれ別表(5)の部3の項(2)のイの(イ)又は同部4の項(2)のイの(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、別表(5)の部1の項(1)の規定により算出した額とする。
- 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載され

の証明		トル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
	イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

備考

- 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれ別表(5)の部1の項(2)のイ、同部2の項(2)のイ、同部5の項(2)のイの(イ)の**b**又は同部6の項(2)のイに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下「向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それぞれ別表(5)の部3の項(2)のイの(イ)又は同部4の項(2)のイの(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、別表(5)の部1の項(1)の規定により算出した額とする。
- 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されてい

ている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、別表(5)の部2の項(1)の規定により算出した額とする。

- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更¹に該当していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 8 建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（建築物省エネ法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、別表(5)の部3の項の規定により算出した額とする。
- 11 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- 12 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

る場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、別表(5)の部2の項(1)の規定により算出した額とする。

- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更¹に該当していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 8 建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（建築物省エネ法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、別表(5)の部3の項の規定により算出した額とする。
- 11 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- 12 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準評価に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

雉子橋補修補強工事請負契約について

1 工事場所

千代田区一ツ橋二丁目 2 番先～千代田区一ツ橋一丁目 2 番先

2 工事概要

【橋梁概要】

竣工年：大正 14 年 10 月 橋長：32.156m

幅員：27m (4.5m+18m+4.5m) 構造：鋼 2 ヒンジアーチ橋

【施工内容】

昼夜間施工

橋梁部：支承交換、支柱交換、塗装塗替、橋側灯設置、橋面舗装・防水、
高欄交換、車両用防護柵設置、伸縮装置設置、親柱部材交換・照明再
設置 等

道路部：歩道拡幅、歩行空間・自転車走行空間の整備、歩道の保水性ブロッ
ク舗装、街路灯の LED 化 等

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 12 月 20 日まで

4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（2 者 J V または単体）

5 入札結果（6 月 6 日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
東洋建設株式会社 関東支店	3,825,800,000 円	落札
鉄建建設株式会社 東京支店	3,343,590,800 円	失格（最低制限価格未満）

予定価格（事前公表） 4,399,461,000 円（税込み）

6 契約の相手方

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地

東洋建設株式会社 関東支店

常務執行役員支店長 舘下 章

入札参加資格要件

1	<p>○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「橋りょう工事」であること</p> <p>（1）建設共同企業体（2者構成）の場合 （第一順位の構成員） ①本店又は支店等が東京 23 区内にあり共同格付が A 格であること ②平成 30 年度～令和 4 年度の間、元請（第一順位）で完成させた橋りょう工事の実績（予定価格の 50%以上）を 1 件以上有すること ③出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ①本店又は支店等が千代田区内にあり共同格付が A・B・C 格のいずれかであること ②出資割合は、30%を下回らないこと</p> <p>（2）単体事業者の場合 ①本店又は支店等が東京 23 区内にあり共同格付が A 格であること ②平成 30 年度～令和 4 年度の間、元請（第一順位）で完成させた橋りょう工事の実績（予定価格の 50%以上）を 1 件以上有すること</p>
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと。
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること。
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること。
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。
7	建設業法第 3 条に基づく特定建設業の許可を受けていること。

新川橋塗装塗替等工事請負契約について

1 工事場所

千代田区飯田橋二丁目18番先～千代田区西神田三丁目5番先

2 工事概要

【橋梁概要】

竣工年：昭和2年8月 橋長：27m 幅員：11.5m (2.75m+6m+2.75m)

構造：鋼ゲルバー橋

【施工内容】

昼夜間施工

塗装塗替、主桁鋼部材の補修、コンクリート床版補修、橋梁灯のLED化等

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで

4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（2者JVまたは単体）

5 入札結果（6月7日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
NITTO・佐藤建設共同企業体	346,500,000円	落札
中部塗装株式会社	310,310,000円	失格（最低制限価格未滿）

予定価格（事前公表） 389,369,200円（税込み）

6 契約の相手方

NITTO・佐藤建設共同企業体

（構成員）

神奈川県川崎市宮前区西野川二丁目37番35号

株式会社NITTO

東京都千代田区神田駿河台二丁目10番地

佐藤興業株式会社

【第一順位（代表者）】

東京都中央区東日本橋二丁目8番5号
株式会社NITTO 東京支店
支店長 市嶋 好記

【第二順位】

東京都千代田区神田駿河台二丁目10番地
佐藤興業株式会社
代表取締役社長 佐藤 東平

入札参加資格要件

1	<p>○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「橋りょう塗装」であること</p> <p>（1）建設共同企業体（2者構成）の場合 （第一順位の構成員） ①本店又は支店等が千代田区又は近隣区（中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）内にあること ②平成30年度～令和4年度の間、元請（第一順位）で完成させた橋りょう塗装工事の実績（予定価格の30%以上）を1件以上有すること ③出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ①本店又は支店等が千代田区内にあること ②出資割合は、30%を下回らないこと</p> <p>（2）単体事業者の場合 ①本店又は支店等が千代田区内にあること ②平成30年度～令和4年度の間、元請（第一順位）で完成させた橋りょう塗装工事の実績（予定価格の30%以上）を1件以上有すること</p>
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと。
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること。
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。
7	建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。

災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について

1 購入品目

品名	数量
非常用圧縮毛布	9,720枚

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和6年2月29日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（6月2日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
株式会社清水商会 東京支店	45,441,000円	落札
株式会社渡辺武商店	45,761,760円	
加賀屋産業株式会社	45,975,600円	
株式会社赤尾 東京本社	47,900,160円	
シノハラ防災株式会社	48,648,600円	
有限会社三章堂	辞退	
株式会社ビジネス・リンクス	辞退	

6 契約の相手方

東京都千代田区神田小川町三丁目24番地1

株式会社清水商会 東京支店

取締役支店長 田村 真利子

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があり、登録業種は「警察・消防・防災用品」又は「繊維・ゴム・皮革製品（布団・毛布・敷布）」であること。 本店又は支店等が千代田区内にあること。
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと。
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。
6	購入対象物品の製造メーカーでないこと。

【受注制限】

「毛布」を落札した場合、以後に入札が実施される「水」「食料」「衛生用品」の入札参加資格を喪失する。

災害対策用備蓄物資（水）の購入について

1 購入品目

品名	数量
ミネラルウォーター（500ml）	281,160本

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和6年2月29日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（6月2日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
株式会社赤尾 東京本社	25,506,835円	落札
有限会社三章堂	28,330,806円	
株式会社渡辺武商店	33,401,808円	
シノハラ防災株式会社	34,920,072円	
加賀屋産業株式会社	36,438,336円	
有限会社金子金物店	45,547,920円	
株式会社清水商会 東京支店	他案件受注のため資格喪失	
株式会社アジャスト 千代田支店	辞退	
株式会社ビジネス・リンクス	辞退	

6 契約の相手方

東京都千代田区外神田六丁目13番13号

株式会社赤尾 東京本社

取締役東京本社統括 村松 輝彦

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があり、登録業種は「警察・消防・防災用品」であること。 本店又は支店等が千代田区内にあること。
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと。
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。
6	購入対象物品の製造メーカーでないこと。

【受注制限】

「水」を落札した場合、以後に入札が実施される「食料」「衛生用品」の入札参加資格を喪失する。

災害対策用備蓄(水)の備蓄状況・入替サイクルについて

○備蓄物資の内訳

※1箱24本入り

	数量:箱	金額:円	1本あたり単価
合計	35,830	54,251,976	
令和元年度	9,914	12,134,736	51
令和2年度	10,987	15,030,216	57
令和3年度	2,323	3,791,136	68
令和4年度	12,606	23,295,888	77

○今後の入替計画(予定)

	回収数:箱	購入数:箱
令和5年度	9,673	11,715
令和6年度	10,709	12,031
令和7年度	なし	なし
令和8年度	なし	なし

○平成30年～令和15年度の備蓄水入替サイクル

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
5年 保存	H30購入				再活用対象※											
		R1購入				再活用対象※										
			R2購入				再活用対象※									
10年 保存水				R3購入								再活用対象※				
					R4購入							再活用対象※				
						R5購入						再活用対象※				
							R6購入					再活用対象※				
											R12購入					
												R13購入				

※保存最終年の備蓄水は賞味期限内に再活用する。

区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入について

1 購入品目

品名	数量
テーブル、椅子、収納棚等	3,265

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和6年2月2日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（5月31日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
ジャンボ株式会社	173,800,000円	落札
株式会社デザインアーク 東京本店	180,224,000円	

6 契約の相手方

東京都千代田区飯田橋二丁目18番1号

ジャンボ株式会社

代表取締役 竹内 康

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があり、登録業種は「什器・家具」であること。 本店又は支店等が千代田区又は近隣区（中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）内にあること。
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと。
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。
6	購入対象物品の製造メーカーでないこと。

区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入について

1 購入品目

品 名	数 量
体育用具、家庭科用品、理科用品、図工用品、保健用品	930

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和 6 年 2 月 2 日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（5 月 30 日開札）

業者名	落札金額（消費税込み）	結果
ジャンボ株式会社	20,130,000 円	落札
株式会社デザインアーク 東京本店	20,537,000 円	

6 契約の相手方

東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 1 号

ジャンボ株式会社

代表取締役 竹内 康

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があり、登録業種は「学校教材・運動用品・楽器」であること。 本店又は支店等が千代田区又は近隣区（中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）内にあること。
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと。
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。
6	購入対象物品の製造メーカーでないこと。

千代田区産業振興基本計画について

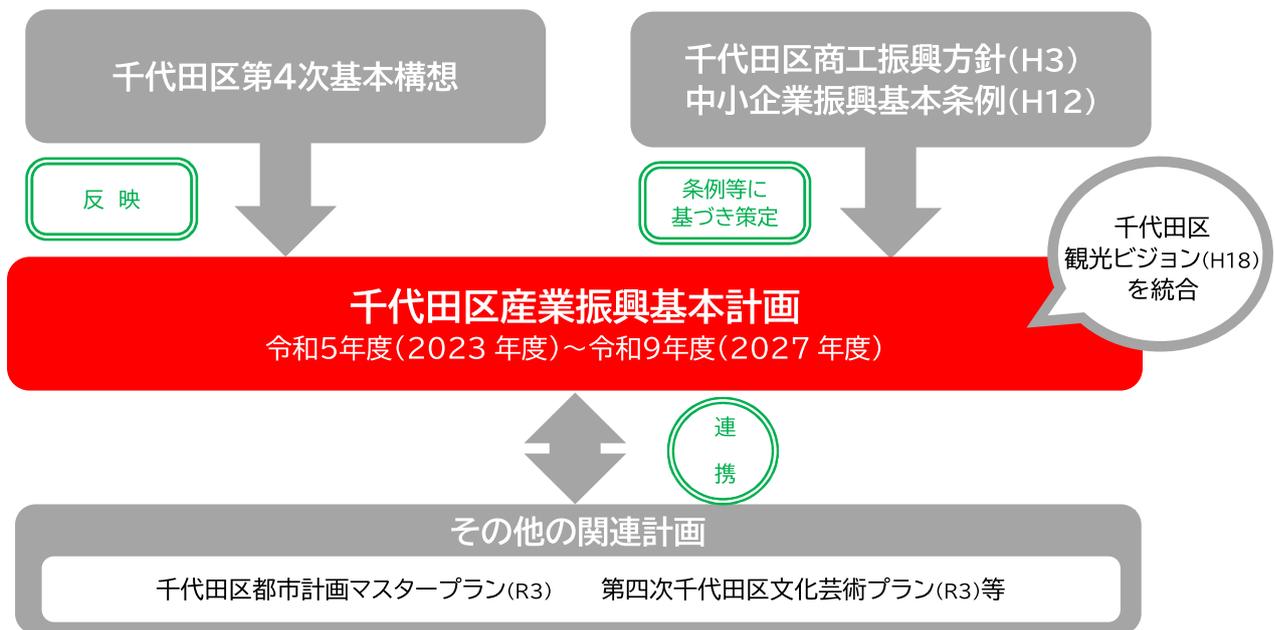
1 計画の概要

(1) 計画策定の経緯

区は、平成 11 年、長びく景気低迷により厳しい経営環境に置かれた区内中小企業の現状や抱える課題を把握し、区としての具体的な取組みの方向性を示す「千代田区商工振興基本計画」を策定した。以降、社会経済情勢に応じて改定を重ねてきた。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「千代田区商工振興方針」及び「千代田区中小企業振興基本条例」に基づく計画であり、今回の改定において「千代田区観光ビジョン」を統合し、区の産業振興の基本計画としての位置づけを明確化するとともに、名称を「千代田区産業振興基本計画」へと改めた。



(3) 計画期間

令和 5 年度 (2023 年度) から令和 9 年度 (2027 年度) の 5 年間

2 千代田区の現況及び課題

区内中小企業等の事業環境

現況

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による昼間区民の減少、オフィス空室率の上昇等大きく変化
- 中小企業の景況感の悪化、売上高の減少等
- こうした中、区内にはスタートアップ等の勢いのある企業も存在し、新たな地域経済の担い手として期待

課題

- コロナ禍で傷んだ区内経済の活性化と成長力の維持・向上
- 中小企業の経営安定化
- 中小企業の成長・発展に向けた積極的な取り組みの促進

千代田区の街と商店街

現況

- 区内の商店街組織を中心に、組織の会員数の減少、高齢化、未加入者の増加等の問題によって組織全体の機能が低下
- 商店街における景況感のさらなる悪化、空き店舗増加、人材不足等の問題が顕在
- 各街に新たなにぎわいを生むと考えられる新産業が萌芽

課題

- 商工関係団体の活動や組織力の強化
- 商店街の活力の維持
- 各街の持つ魅力を活かしたにぎわいづくり

千代田区の観光

現況

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、観光客は大幅に減少、観光消費額が激減
- 観光資源が皇居を取り囲むような形で円状にコンパクトに集積し、回遊特性を有するも観光客の回遊は少ない
- 規制緩和に伴い来街者は復調しつつあり、外国人観光客数も回復する見通し

課題

- 区内での観光消費の促進
- 街なか回遊を行う観光客の増加
- アフターコロナを見据えたインバウンドを含む来街者への対応強化

地方との連携

現況

- 平成30年に「千代田区における地方との連携のあり方」を定め、姉妹都市交流やマルシェの開催等、様々な取組みを展開。策定から5年を迎える
- 地方連携の取組みを認知している区民は少ない

課題

- Win-Win の関係を築く地方連携のあり方の検討
- 区民の生活をより豊かにする地方との連携の推進

3 計画の全体像

別紙1のとおり

4 令和5年度産業振興関係施策一覧

別紙2のとおり

基本理念

ちよだの暮らしを豊かにし、まちのステイタスを高める産業まちづくり

基本方針

1 千代田区の立地を活かした中小企業等の振興



2 千代田区各まちブランドを活かした産業の活性化



3 千代田区特性を活かした観光の振興



4 千代田区と地方相互の発展につながる連携の推進



個別方針

1 多様な事業者の誘致を推進し、イノベーションの創出を促進

既存の創業支援等に加え、イノベーション創出の主な担い手となる、スタートアップをはじめとする多様な事業者への支援を通して、地域経済の活力維持・向上につなげていきます。

2 中小企業の経営安定化支援

コロナ禍の影響を勘案し、区が従前より注力して実施してきた、経営安定化支援に関する取組みを強化し、地域経済の安定化を図っていきます。

3 中小企業の積極的な取組みを応援

変化の激しい社会経済状況の中、積極的な事業展開を行う中小企業の積極的な取組みや社会的に必要な取組みをサポートし、中小企業の成長・発展を支援していきます。

1 商工関係団体の活動・組織の強化

イベントや祭り等の様々な催事を行い、街のにぎわいづくりに寄与している商店街を中心とした商工関係団体等組織の体制を着実に強化し、活動を維持していくための取組みを進めていきます。

2 商店街の活力の維持・向上を支援

今後さらなる深刻化が想定される商店の空き店舗化への対応や大学との連携等、新たなにぎわいづくりに向けた取組みへの支援を強化していくとともに、従来通り、商店街への柔軟かつ機動的な支援を行っていくことで、商店街の活力の維持・向上を支援していきます。

3 各街の個性を引き立たせ、魅力を強化

新たに萌芽する産業や各街の活かされていない資源を見つねむことで、こうした産業や資源が新たな街のシンボルとなり、街のにぎわい創出やブランド力の向上につながっていきます。こうした新たな街のシンボルとなりうる新産業や成長途上にある商品・サービス等の地域資源を活かし育てる取組みを行うことで、各街の持つ個性を一層引き立たせ、魅力を強化していきます。

1 既存観光資源の魅力の強化、新たな観光資源の発掘・創出

各街の既存観光資源の魅力を高めるとともに、新たな観光資源を発掘・創出することで、観光客のさらなる増加を図り、地域経済の活性化をめざしていきます。

2 街なか回遊の推進

ウォーカブルまちづくりデザインに基づく取組み（ハード面の取組み）と歩調を合わせながら、地域の消費を生み出す観光施策（ソフト面の取組み）を実施し、ハード・ソフトの一体的な「街なか回遊」を推進していきます。

3 情報収集力・発信力を強化し、“おもてなし”対応の充実を図る

外国人観光客の受け入れ再開の動きを見据え、区内観光のデジタル化を推進し、効率的な情報収集と効果的な情報発信に取り組むとともに、外国人等向けツアーを実施する等、“おもてなし”対応の充実を図っていきます。

1 互恵関係を築く地方との連携の推進

「千代田区における地方との連携のあり方」策定から5年が経過するのを機に、千代田区-地方の双方に恩恵のある、効果的な連携ができるよう再検討を行い、新たな地方連携を推進します。

2 区民生活を豊かにする取組み支援と魅力発信

地方の有益な特産品、サービス、体験の機会等を区民に還元するとともに、地方独自の魅力を区から発信することで、千代田区と地方の双方の振興に取り組めます。

主な取組み

- 創業支援
- スタートアップ・エコシステム構築に向けた支援

- 資金繰りの支援
- 経営相談

- 販路拡大に向けた取組みに対する支援
- デジタルトランスフォーメーションの取組みに対する支援
- SDG s達成に向けた取組みに対する支援

- 商店街の組織強化への支援

- 商店街や同業種団体主催のイベント開催支援
- 商店街の次世代の担い手支援
- 商店街等と大学の連携支援

- 新産業を核とした街のにぎわい創出
- 地域に根差した産業振興の取組み

- 観光イベントの開催
- 地域の魅力発見・発信
- 新たな観光資源の発掘・創出

- ウォーカブルな観光の推進

- 観光のデジタル化の推進
- 外国人等の誘客推進

- 姉妹都市・連携自治体交流
- 環境対策の連携
- 地方との連携活動の拡大・推進に向けた計画等の見直し・検討

- 自然体験による交流支援
- 食を通じた交流支援

基本方針	個別方針	令和5年度の取組み・主体	
<p>1 千代田区の 立地を活かした 中小企業等の振興</p>	<p>1 多様な事業者の誘致を 推進し、イノベーション の創出を促進</p>	<p>創業支援事業</p>	<p>区(商工)、まちみ らい、東商、興産 信金、政策公庫</p>
	<p>2 中小企業の経営安定化 支援</p>	<p>千代田ビジネス起業塾の開催 インキュベーション施設活動支援</p>	<p>まちみらい</p>
	<p>3 中小企業の積極的な 取組みを応援</p>	<p>新 産業コミュニティ形成支援事業</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>新 地域課題解決支援事業</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>商工融資あっせん制度の運用</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>経営相談・訪問サポート</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>マネジメント・サポートデスク</p>	<p>まちみらい</p>
		<p>中小企業支援ガイドブック</p>	<p>まちみらい</p>
		<p>補助金・助成金自動診断システム</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>区内景況調査</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>専門家派遣等によるサポート</p>	<p>まちみらい</p>
		<p>中小企業販路拡大事業支援補助</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>千代田ビジネス大賞の実施</p>	<p>まちみらい</p>
		<p>産業財産権取得支援事業</p>	<p>区(商工)</p>
	<p>ビジネス法律相談</p>	<p>まちみらい</p>	
<p>中小企業仕事と家庭の両立支援制度</p>	<p>区(国際・男女)</p>		
<p>次世代育成支援行動計画策定支援</p>	<p>区(子育て推進)</p>		
<p>障害者等雇用促進援助事業</p>	<p>区(障害者福祉)</p>		
<p>2 千代田区の 各まちブランドを 活かした 産業の活性化</p>	<p>1 商工関係団体の活動・ 組織の強化</p>	<p>(再掲) 中小企業販路拡大事業支援補助</p>	<p>区(商工)</p>
	<p>2 商店街の活力の維持・ 向上を支援</p>	<p>商店街等への決算分析による経営改善支援</p>	<p>区(商工)</p>
	<p>3 各街の個性を引き立た せ、魅力を強化</p>	<p>商店街の法人化支援(組織化指導)</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>商店街や同業種団体の主催イベント支援</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>新 商店街創業支援事業</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>商店街等における外国人観光客のおもてなし対応</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>商店街等の多言語対応の取組みを支援</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>商店街装飾灯の運営・管理支援</p>	<p>区(安全生活)</p>
		<p>防犯カメラ等の設備の整備補助</p>	<p>区(安全生活)</p>
		<p>(再掲) 産業コミュニティ形成支援事業</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>新 新産業振興イベント実施支援事業</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>新 商店街等産学連携促進事業</p>	<p>区(商工)</p>
<p>新 レシートを活用した区民生活応援事業</p>	<p>区(商工)</p>		
<p>3 千代田区の 特性を活かした 観光の振興</p>	<p>1 既存観光資源の魅力の 強化、新たな観光資源 の発掘・創出</p>	<p>一部新 観光イベントの開催: さくらまつり、納涼の夕べ、徳川家康関連イベント</p>	<p>観光協会</p>
	<p>2 街なか回遊の推進</p>	<p>写真コンテストの開催</p>	<p>観光協会</p>
	<p>3 情報収集力・発信力を 強化し、“おもてなし” 対応の充実を図る</p>	<p>観光大使(リラックマ)を活用した魅力発信: イベントへの派遣等</p>	<p>観光協会</p>
		<p>季刊観光情報ガイドブックの発行</p>	<p>観光協会</p>
		<p>皇居乾通り一般開放への協力、東京マラソンEXPOへの出展</p>	<p>観光協会</p>
		<p>学生の視点を活かした観光資源の発掘</p>	<p>観光協会</p>
		<p>ライブカメラを活用した新たな視点のイベントの魅力の醸成</p>	<p>観光協会</p>
		<p>千鳥ヶ淵ポート場の運営</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>(再掲) 新産業振興イベント実施支援事業</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>ガイド団体との連携・観光ガイドの育成</p>	<p>観光協会</p>
		<p>街歩きコースの造成</p>	<p>観光協会</p>
		<p>謎解きゲームの開催</p>	<p>観光協会</p>
<p>観光案内所に対する支援</p>	<p>観光協会</p>		
<p>一部新 観光情報の収集と発信: ホームページの多言語対応、SNSによる海外 発信、SNS広報大使の任命</p>	<p>観光協会</p>		
<p>4 千代田区と地方 相互の発展に つながる連携の 推進</p>	<p>1 互恵関係を築く地方との 連携の推進</p>	<p>姉妹都市交流・連携自治体交流</p>	<p>区(商工)</p>
	<p>2 区民生活を豊かにする 取組み支援</p>	<p>災害協定</p>	<p>区(災害対策)</p>
		<p>環境対策の連携</p>	<p>区(環境政策)</p>
		<p>(再掲) 商店街や同業種団体の主催イベント支援</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>区内商工関係団体と地方商工関係団体の交流事業</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>区内の民間事業者等を主体とした地方連携の推進</p>	<p>区(商工)</p>
		<p>新 地方との連携活動の拡大・推進に向けた計画等の見直し・検討</p>	<p>区(商工)</p>
	<p>区民向け地方体験ツアーの実施</p>	<p>区(商工)</p>	
<p>料理教室等食育を通じた地方都市との市民交流支援</p>	<p>区(商工)</p>		

令和 4 年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて

1 繰越明許費

繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2	子ども費		843,222	303,429	0	303,429	0
	2 学校管理費	施設改修	135,312	0	0	0	0
	3 子ども家庭費	私立保育所等整備補助（私立保育所）	707,910	303,429	0	303,429	0
3	保健福祉費		8,404	0	0	0	0
	2 高齢者・障害者費	いきいきプラザ一番町管理運営（維持補修等）	8,404	0	0	0	0
4	地域振興費		15,660	15,660	0	15,660	0
	4 文化学習スポーツ費	文化財保護事業運営（文化財調査・研究）	15,660	15,660	0	15,660	0
5	環境まちづくり費		1,054,018	1,017,041	552,473	464,568	0
	1 環境まちづくり管理費	放置自転車対策	68,977	32,000	32,000	0	0
		地球温暖化対策（地球温暖化対策の推進）	14,459	14,459	0	14,459	0
	3 道路公園費	道路維持管理（維持補修等）	21,500	21,500	21,500	0	0
		バリアフリー歩行空間の整備（電線類地中化の推進）	330,000	330,000	330,000	0	0
		自転車通行環境整備	380,000	380,000	168,973	211,027	0
		公園・児童遊園の整備（東郷元帥記念公園の整備）	234,000	234,000	0	234,000	0
		排水場維持管理	5,082	5,082	0	5,082	0
6	総務費		51,459	32,259	0	32,259	0
	1 総務管理費	本庁舎管理（本庁舎管理）	32,259	32,259	0	32,259	0
		旧和泉町ポンプ所跡地の購入（解体工事）	19,200	0	0	0	0
合 計			1,972,763	1,368,389	552,473	815,916	0

(注) 未収入特定財源の内訳は、国庫支出金108,832千円、都支出金57,854千円、基金繰入金644,148千円、その他5,082千円である。

(節別内訳)

(単位：千円)

予算科目		翌年度 繰越額	所管部及び事業名
款項目	節		
2	子ども費	303,429	(子ども部)
2	学校管理費	0	
	1 小学校管理費	0	
	12 委託料	0	施設改修
	14 工事請負費	0	施設改修
3	子ども家庭費	303,429	
	1 子ども家庭福祉費	303,429	
	18 負担金補助及び交付金	303,429	私立保育所等整備補助(私立保育所)
3	保健福祉費	0	(保健福祉部)
2	高齢者・障害者費	0	
	1 高齢者福祉費	0	
	12 委託料	0	いきいきプラザ一番町管理運営(維持補修等)
	17 備品購入費	0	いきいきプラザ一番町管理運営(維持補修等)
4	地域振興費	15,660	(地域振興部)
4	文化学習スポーツ費	15,660	
	3 図書文化財費	15,660	
	14 工事請負費	15,660	文化財保護事業運営(文化財調査・研究)
5	環境まちづくり費	1,017,041	(環境まちづくり部)
1	環境まちづくり管理費	46,459	
	1 環境まちづくり総務費	32,000	
	14 工事請負費	32,000	放置自転車対策
	2 環境保全費	14,459	
	14 工事請負費	14,459	地球温暖化対策(地球温暖化対策の推進)
3	道路公園費	970,582	
	2 道路維持費	21,500	
	14 工事請負費	21,500	道路維持管理(維持補修等)
	3 道路新設改良費	710,000	
	14 工事請負費	710,000	バリアフリー歩行空間の整備(電線類地中化の推進)、自転車通行環境整備
	6 公園維持費	234,000	
	14 工事請負費	234,000	公園・児童遊園の整備(東郷元帥記念公園の整備)
	7 河川維持費	5,082	
	14 工事請負費	5,082	排水場維持管理
6	総務費	32,259	(政策経営部)
1	総務管理費	32,259	
	5 施設経営費	32,259	
	14 工事請負費	32,259	本庁舎管理(本庁舎管理)、旧和泉町ポンプ所跡地の購入(解体工事)
	合計	1,368,389	